

総行女第 41 号
令和 2 年 10 月 16 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
（ 公 印 省 略 ）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部を改正する政令の
一部を改正する政令について（通知）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 3 1 1 号）が令和 2 年 1 0 月 1 4 日に公布され、令和 3 年 3 月 1 日以降の国及び地方公共団体に係る障害者雇用率については、2. 5 %とされてきた現行の経過措置が廃止され、2. 6 %（教育委員会にあっては 2. 4 %から 2. 5 %）とされることとなりました。

各地方公共団体におかれましては、かねてより障害者の採用等に積極的に取り組んでいただいているところですが、今般、厚生労働省職業安定局長から、地方公共団体における障害者雇用の促進について、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）の趣旨を踏まえ、障害者の雇用促進について適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

本通知は、地方公務員法第 5 9 条（技術的助言）及び地方自治法第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先

女性活躍・人材活用推進室 泉、林

電話 0 3 - 5 2 5 3 - 5 5 4 6（直通）

職 発 1014 第 12 号
令和 2 年 10 月 14 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の
一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 311 号。以下「改正政令」という。）については、本日公布されたところです。

これらの内容について、今般、別添のとおり都道府県知事に対し通知したところです。また、市町村に対しては当省都道府県労働局より通知することとしています。

つきましては、貴職におかれても上記につき御承知おきいただくとともに、都道府県及び市町村に対し、適切に助言・啓発いただくようお願いいたします。

別添

職 発 1014 第 13 号

令和 2 年 10 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の
一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 311 号。以下「改正政令」という。）については、別添のとおり本日公布されたところです。

改正政令の主たる内容は下記のとおりですので、改正の趣旨を十分ご理解の上、適切に取り扱うようお願いいたします。また、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対しても、ご協力及び周知の方、よろしくをお願いいたします。

また、その施行に当たっては、都道府県労働局との連携にも特段のご配慮をお願いいたします。

なお、改正政令の施行に伴う障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）等の改正については、今後行う予定であることを申し添えます。

記

1 改正の内容

障害者雇用率等及び基準雇用率については、平成 30 年 4 月 1 日から以下のとおりとなっているが、現行の経過措置により、当分の間括弧書きの率とされてきた。

- ・ 一般事業主の障害者雇用率 2.3% (2.2%)
- ・ 国及び地方公共団体の率 2.6% (2.5%)
- ※ 都道府県等の教育委員会の率にあっては 2.5% (2.4%)
- ・ 特殊法人の率 2.6% (2.5%)
- ・ 基準雇用率 2.3% (2.2%)

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 175 号）附則第 3 項に規定する、上記の経過措置の廃止期限の到来に伴い、上記の経過措置に係る同令附則第 2 項から第 4 項まで

の規定を廃止すること。(改正政令本則関係)

2 施行期日

改正政令は、令和3年3月1日から施行すること。(改正政令附則第1項関係)

3 経過措置

令和2年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における、令和3年2月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乗じる基準雇用率については、なお従前の例によること。(改正政令附則第2項関係)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三條第二項及び第六項並びに同法附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四條第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

1 (施行期日)

この政令は、令和三年三月一日から施行する。
(経過措置)

2 令和二年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和三年二月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉